

一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会

定 款

一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者スポーツの普及、振興を通じて、障害のある方の健康の維持・増進、社会参加を推進し、生きがいのある豊かな生活の実現を図るとともに、スポーツを通じた相互理解の促進や、誰もがスポーツに親しめる環境を実現し、もって生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者スポーツの普及、啓発に関する事業
- (2) 障害者スポーツの競技力向上に関する事業
- (3) 障害者スポーツ競技団体等の育成・支援に関する事業
- (4) 障害者スポーツ競技者の発掘・育成・強化に関する事業
- (5) 障害者スポーツ指導者、ボランティア等の養成・資質向上に関する事業
- (6) 障害者スポーツの調査・研究に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 この法人の社員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 一般会員、又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申込み、理事長の承認を受けなければならない。

（会費等）

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 臨時の費用に充てるため必要があるときは、社員総会の決議を経て、正会員に臨時会費を納入させることができる。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、正会員が退会するときは、退会する日の1か月以上前までに、この法人に対し、退会の予告をしなければならない。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 第7条の規定による納入義務を2年以上履行しなかったとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 会員がその資格を喪失した場合において、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の各事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会とし、定期社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の開催の日の 1 週間前までに、正会員に対し通知を発するものとする。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、他の正会員が議長に当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回るときは、出席した当該正会員の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決・報告の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会へ報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長

及び出席した理事のうち予め議事録署名人として指定された理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 30 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち 6 名以内を副理事長、3 名以内を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。
- 5 前項の常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は職員である者のその他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 22 条に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 30 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第 31 条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議によって行う。
3 名誉会長、顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
(4) 名誉会長、顧問及び参与の選任及び解任
(5) 規則の制定、変更及び廃止
2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の業務執行の決定を理事に委任することはできない。
(1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 理事の職の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第34条 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催するほか、必要がある場合は、臨時理事会を開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置

く。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議によって別に定める。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 基金

(基金の拠出)

第46条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会において別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第50条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 協議会・専門委員会

(専門委員会)

第 54 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、協議会又は専門委員会（以下、「協議会等」という。）を設置することができる。

2 前項の協議会等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
4 職員は、理事長が任免する。
5 前項の場合には、理事長は、理事会にその旨を報告しなければならない。
6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 附則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるものほか、この法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 60 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第 61 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 62 条 この法人の設立時理事、設立時理事長、設立時副理事長、設立時専務理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	熊 谷 勇 一	佐 藤 隆 雄	志 賀 國 男
	野 口 和 人	相 原 啓 助	遠 藤 康 裕
	菊 池 まり子	草 刈 恵佐雄	坂 本 勝 之
	佐 藤 一 樹	館 山 正 人	千 葉 文 児
	中 嶋 嘉津子	三 原 章 雄	山 城 秋 美
	菊 地 利 之		
設立時理事長	熊 谷 勇 一		
設立時副理事長	佐 藤 隆 雄	志 賀 國 男	野 口 和 人
設立時専務理事	相 原 啓 助		
設立時常務理事	菊 地 利 之		
設立時監事	木 村 浩 二	飯 田 謙 一	

(設立時社員の氏名及び住所)

第 63 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所
	氏名 熊 谷 勇 一
設立時社員	住所
	氏名 佐 藤 隆 雄
設立時社員	住所
	氏名 志 賀 國 男
設立時社員	住所
	氏名 相 原 啓 助

設立時社員 住所
氏名 菊 池 まり子

設立時社員 住所
氏名 館 山 正 人

設立時社員 住所
氏名 飯 田 謙 一

(正会員に関する規程の準用)

第64条 本定款第5条第2項の規定にかかわらず、設立時社員は、当法人成立により社員たる地位を有す。

2 設立時社員が当法人成立により社員となった後は、本定款で定める正会員に関する規定を準用する。

以上、一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会設立のため、設立時社員 熊谷 勇一、佐藤 隆雄、志賀 國男、相原 啓助、菊池 まり子、館山 正人、飯田 謙一は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和3年11月13日

設立時社員 熊 谷 勇 一

印

設立時社員 佐 藤 隆 雄

印

設立時社員 志 賀 國 男

印

設立時社員 相 原 啓 助

印

設立時社員 菊 池 まり子

印

設立時社員 館 山 正 人

印

設立時社員 飯 田 謙 一

印